

■ 第8回 多摩川流域セミナー

多摩川河川整備計画「計画原案」について

主催：多摩川流域懇談会

● 日時

- ・・・ 2001(平成13)年1月28日（日） 15:00～18:00

● 内容

- ・・・ 多摩川流域懇談会では、多摩川水系河川整備計画の今年度中の策定を目指して、作業経過の報告や意見収集を進めています。

前回の第7回多摩川流域セミナーで「計画原案・草案」の紹介と意見交換を行いました。

今回のセミナーでは、「計画原案」について議論を深めたいと考えています。

「計画原案」は、前回提示した「計画原案・草案」に、市民・自治体などからの意見と流域委員会での意見等を踏まえ、修正した内容になっています。

十分な意見交換ができるようにしたいと思います。

● 話題提供

- ・・・ (1) 多摩川水系河川整備計画「計画原案」について（市民・自治体・委員会などからの主な意見と前回からの変更点）

常山 修治（京浜工事事務所調査課長）

- ・・・ (2) 多摩川市民行動計画の位置付けについて

神谷 博（多摩川市民フォーラム運営委員）

● 意見交換会

コーディネーター：山道 省三（多摩川流域懇談会事務局）

■ 第8回 多摩川流域セミナー 開催報告

多摩川河川整備計画「計画原案」について

主催：多摩川流域懇談会

平成13年1月28日世田谷区桜丘の東京農大グリーンアカデミーホールにて、第8回多摩川流域セミナーを、約100名の市民・行政関係者等にご参加いただき開催いたしました。前回のセミナーで"多摩川水系河川整備計画【直轄管理区間編】（計画原案・草案）"についてみなさまよりいただいた意見を踏まえて修正した、"計画原案"について話題提供させていただきました。



また、市民フォーラムからは"多摩川市民行動計画（案）"についての報告が、運営委員会からは"今後の懇談会のあり方について"の案が出され、どう活用していくべきかなど議論いたしました。

主な議論の内容としては

流域懇談会の今後のあり方について

- 流域懇談会運営委員会事務局から次のような提案を行いました。
 - ・ 昭和62年に多摩川流域の34行政機関で組織された多摩川流域協議会の規約を改正し、懇談会との連携を深める予定であること
 - ・ 東京都管理の支川（野川など）で行われている流域連絡会についても、懇談会の中で情報交換を行うなど連携を図ること
 - ・ 高規格堤防の整備にあたり今後組織される多摩川沿川整備協議会についても同様に懇談会の場で、情報提供と意見の反映を行っていくこと
 - ・ 今後のセミナーのテーマについては、リバーミュージアムなどの整備計画の具体の実施方法、計画のフォローアップ、計画の見直しに関すること等
- 浅川部会についても浅川流域市民フォーラムの方から、現在の活動状況についての報告がありました。
- 議論の中で、「今後の進め方を中心に、計画策定後のチェックや見直しの仕組みづくりについて、具体的な意見交換が必要だ。」等の意見が出されました。

計画原案について

- 京浜工事事務所から前回セミナー（12月8日）からの変更点の概要の説明を行いました。
- 計画原案について市民から出された主な意見・質問は次のとおりでした。
 - ・ 緊急用河川敷道路の整備と生態系保持空間の関係はどうか。右岸の浅川合流点付近の高水敷が狭いところはどうするのか。また浅川には橋を架ける予定なのか。
 - ・ スーパー堤防の件については、これまでの意見が十分に反映されていない。また、沿川整備基本構想と河川整備計画との関係がわかりにくい。スーパー堤防の整備には反対である。
 - ・ 川崎の幸町のあたりで、堤防を作ったところで、マンションがどんどん建っているが、こういったことなのでしょうか。
 - ・ 羽村大橋での工事（東京都事業）については、事前に行われた市民アクションの時には情報の提供がなかった。これ以外の工事もやっているようだが、情報がない。
 - ・ (7)空間の設定は、河岸維持管理法線の滞筋側となっているが、(5)と(6)空間を含んだ箇所があるのはなぜか。
- 意見・質問については、京浜工事事務所から次のような説明を行いました。
 - ・ 機能空間区分は、堤防法尻から10mの範囲は、設定していないこと。具体的な工法やルート等は、実施の段階で、地域住民、関係自治体と調整を図る等の説明を行いました。
 - ・ スーパー堤防の件については、沿川整備基本構想の進捗状況及び今後の予定の説明、河川整備計画との関係、自治体の都市マスタープランとの関係などについて経過も含めて説明を行いました。
 - ・ 川崎戸手地区のスーパー堤防の件については、事業実施にいたる経過やマンション計画について説明を行いました。
 - ・ 羽村大橋の件については、経過と国土交通省の対応を説明しました。また、河川敷の工事などで不適切なことがあれば出張所などに情報提供をして欲しいとのお願いをしました。
 - ・ (7)空間の設定については、空間自体の評価は(7)ですが、水辺の学校の要望を踏まえ、自然学習を視野に入れた(5)(6)(7)の合併空間設定になっている。しかし、当該箇所は専門家による(7)の評価および市民から879としての強い要望がある箇所なので、調整したいとの説明を行いました。
- 議論の中では、スーパー堤防の整備等については、合意を得るには至りませんでした。全体を通して予定の時間を超えた活発な議論が行われました。

- 市民フォーラムから現在の市民行動計画（案）の説明がありました。この中で、整備計画との関係について説明がありました。その中で両者は、決してダブルスタンダードではなく、お互いが補完するような関係である、河川整備計画を車にたとえると、市民行動計画は運転手であったり、ハンドルであったりするとの例えての説明がありました。

河川整備計画の今後のスケジュールについて

- 配付資料のスケジュールにより今後の予定を説明しました。その中で、環境省、農政局との協議内容の公開性について質問がありました。これについては、これまでの議論を踏まえ、公開していく予定であることを説明しました。

次回の流域懇談会について

- 計画策定の最終案の段階で、これまでの意見の反映を報告することと、今後の懇談会のすすめ方を議論するために3月中に次回のセミナーを開催することに決定しました。

等の発言もありました。

今後は、今回の議論や意見に加え、2月6日に行います第5回流域委員会での議論を踏まえ、"計画原案"から一歩進めて"計画案"として、作業を進めていきます。

